



2024年6月21日

各 位

上場会社名 株式会社京写
代表者 代表取締役社長 児嶋 一登
(コード番号 6837)
問合せ先責任者 取締役 専務執行役員 経営管理本部長
平岡 俊也
(TEL 075-631-3193)

役員及び従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年7月19日（役員向け） 2024年8月20日（従業員向け）
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 70,200株
(3) 処分価額	1株につき 407円
(4) 処分価額の総額	28,571,400円
(5) 割当予定先	当社の取締役3名（※） 9,000株 当社の従業員63名 61,200株 ※ 社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）について、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社を対象取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、2024年6月21日開催の第66回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、対象取締役について年額24百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役について年30,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、当該株式の交付日の属する事業年度の経過後3か月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6か月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の一部従業員に対しても、本制度と概ね同様の譲渡制限付株式付与制度を導入いたしました。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役3名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計3,663,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を、また、当社の一部従業員合計63名に対しては、金銭債権合計24,908,400円を付与し、当社の普通株式合計70,200株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

なお、当社は、本自己株式処分の割当予定先である当社の一部従業員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2024年7月19日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2024年7月19日（払込期日）から2025年7月1日が到来した時点までの期間（以下「本役務提供等期間」という。）、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本役務提供等期間中に、死亡、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、期間に応じて合理的に算出した株数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、①本割当株式の付与後に最初に終了する事業年度に係る当社の決算における営業損失の発生、②譲渡制限期間満了前における対象取締役の上記（２）の地位の喪失（当社の取締役会が正当と認める理由による場合を除く。）その他当社取締役会において別途定める事情が生じた場合には、当社は、当該事情が発生した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、上記（２）に準じて計算して得られた株数について（ただし、上記（２）の地位の喪失時を当該承認の日読み替えて計算する。）、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年6月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である407円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役及び当社の従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上